

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第 54 条又は第 54 条の 2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第 4 条第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは沖縄振興特別措置法第 108 条第 6 項又は第 8 項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、北陸地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第 17 条の 9 の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成 23 年度以降に北陸地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

(別 添)

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果(北陸地方整備局)

問合せ先
港湾空港部港湾管理課管理係
港湾空港部港湾事業企画課企画調整係

連絡先
025-370-6602
025-370-6612

	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和4年度 実地監査分	二見港	新潟県	二見物揚場	隣接民有地の建物が越境している。	原状回復	一部措置済み(越境確認)
令和元年度 実地監査分	伏木富山港(新湊地区)	富山県	第6号岸壁	防舷材が1基欠落している。	補修	未処理:R7年度以降処理予定
平成30年度 実地監査分	姫川港	新潟県	船揚場敷及び物揚場敷	漁具倉庫が設置されており占用使用となっている。	用途廃止	未処理:R7年度以降処理予定
平成28年度 実地監査分	伏木富山港(新湊地区)	富山県	西埋立地護岸	吸い出しと推測される背後地の陥没がある。	補修	措置済み
	鷹巣港	福井県	物揚場	防舷材が2カ所欠落している。	補修	措置済み
平成23年度 実地監査分	岩船港	新潟県	緑地敷	民有建物が国有地に越境している。	原状回復	一部措置済み(越境確認)
	二見港	新潟県	二見物揚場	前面埋立により用途が変更されているが手続きがされていない。	用途変更	未処理:R7年度以降処理予定
	二見港	新潟県	二見物揚場護岸	前面埋立により用途が変更されているが手続きがされていない。	用途変更	未処理:R7年度以降処理予定
	二見港	新潟県	二見物揚場道路	前面埋立により用途が変更されているが手続きがされていない。	用途変更	未処理:R7年度以降処理予定